

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次 ページ

告示

○秋田県立田沢湖スポーツセンターの使用に係る利用料金の承認(七六五・保健体育課)……………1

告示

秋田県告示第七百六十五号

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例(平成十年秋田県条例第四十四号)第十一条第一項の規定の例により、次のとおり秋田県立田沢湖スポーツセンターの使用に係る利用料金を承認した。同条第三項の規定の例により、公告する。

承認した秋田県立田沢湖スポーツセンターの使用に係る利用料金は、平成十八年十一月一日から適用する。

平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺田典城

一 施設

(一) 宿泊室等

区 分	宿泊のために使用する場合				使用の単位	利用料金の額
	中学校生徒及び小学校児童	高等学校生徒	大学の学生	一般		
区	一人一泊につき	一人一泊につき	一人一泊につき	一人一回	一、七〇〇円	一人一回
分	二、一〇〇円	二、四〇〇円	二、七〇〇円	三〇〇円		

休憩のために使用する

場 合	キャン プ 場		浴室	
	宿泊	日帰り	小学校児童	一般(大学の学生、高等学校生徒及び中学校生徒を含む。)
につき	一人一泊につき	一人につき	一人一回につき	一人一回につき
	三二〇円	二〇〇円	二〇〇円	四〇〇円

備考

- 一 宿泊室を宿泊のために使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者(以下「幼児」という。)が別に宿泊用具を使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなす。
 - 二 この表における「高等学校生徒」及び「大学の学生」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
 - 三 暖房設備の使用時間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に三六〇円を加算した額とする。
 - 四 宿泊室を休憩のために使用する場合の利用料金及びキャンプ場の利用料金は、幼児からは、徴収しない。
 - 五 浴室の使用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
- (二) 陸上競技場等

区 分	陸上競技場				使用の単位	利用料金の額
	ラグビー場	サッカー場	多目的運動広場	球技場		
区	貸切使用	貸切使用	貸切使用	貸切使用	一時間につき	二、〇四〇円
分	二、〇四〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	二、〇四〇円	一時間につき	二、〇四〇円

テニスコート	体育館		研修室
	貸切使用	貸切使用以外の使用	
貸切使用	貸切使用	貸切使用	貸切使用
一面一時間に	一面一時間に	一面一時間に	一室一時間に
つき	つき	つき	つき
三四〇円	二、八〇〇円	一〇〇円	三五〇円

備考

- 一 この表に定める利用料金は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
 - 二 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 - 三 体育館を貸切使用によらず使用する場合の利用料金は、幼児からは、徴収しない。
- (二) 附属設備

区 分	使用の単位	利用料金の額
キャンプ用具	一式一泊につき	一、二二〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五一〇円
ビデオテープレコーダー 付きDVDプレーヤー	一式一回につき	五一〇円
プロジェクター	一式一回につき	一、七五〇円
資料提示装置	一式一回につき	一、二〇〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

三 体育館の暖房

使用の単位

利用料金の額

一面一時間につき

一、一〇〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄